

横須賀市船越遺跡

赤星直裕忠之

本遺跡の存在は所在地栄光学園の当真康嗣先生から土器片を届けられたによって知った。昭和三十二年五月中旬生徒の一人が運動場から土器片を拾つて来たので当真先生が付近をさがし、遺跡のあることに気付きその辺に落ちていたものを拾い集めて届けられたものである。ところがこの中に十三菩提式土器と考えられる断片があったので遺跡を確認する必要を感じ、五月二十二日当真先生を訪問。現地を知らされたものである。遺跡は運動場地均に際し土取場となつたため、切崩されてしまつてるので遺跡として充分な研究をすることが出来ない。せめて土器だけでもと思い、栄光学園及び横須賀市立工業高等学校郷土研究部生徒によつて集められたものである。切崩された部分の北方の谷間には尚遺跡が続くものと考えられる。本稿は単に遺跡及び遺物を記録するにとどめ考察については別に記すことにした。（赤星）

遺跡——横須賀市の北部、旧横須賀軍港内の一帯である。横須賀市船越町七丁目七二番地。通称「むじな」と呼ばれた地。現在栄光学園敷地内。深浦湾と長浦湾との間に東に突出した高四〇メートル内外の半島状地形の南側山腹に数個の山ひだがあり、その間にV字形断面の小谷が出来てゐる。東側の大きい山ひだの間には海が入りこんで「むじな湾」と呼ばれる湾入となり、其の西側に更に四つの小谷があり、それぞれその裾に小入江があつたようであるが軍港であつた當時埋立てられたので、それら小谷の前面には広い埋立地が出来ている。この五つの谷の中、東から四つ目のものは、谷の前半が四角形に切りひろげられ、左右二つの建物がたてられた。この二つの建物の間には防壁として旧地形の谷底にあたる部分が細長く残されていた。終戦後建物は除かれ、栄光学園敷地内となり、最近この前面にテニスコートが作られた。コート地均の土がこの防壁上から運ばれ、約一メートルの厚さがけずりとられた。土器片はこの土中にあつたものである。この部分はV字形谷の底に当り、海辺に極めて近いところである。切残された部分に僅に残る包含層は海面上約七メートルのところにあり、低位置であることと、海辺の谷底に位置することが注意に値する。

包含層状況——防壁先端部の切崩されたところ（残された遺跡の最南端）に泥岩小塊をわずかに混在する上部包含層（厚約五〇センチ）の下に、やや大きい泥岩塊を混ざる約三〇センチの下部包含層のあることを知り、上部と下部との土器の相違に注意した（第一区）。然しこの部に於

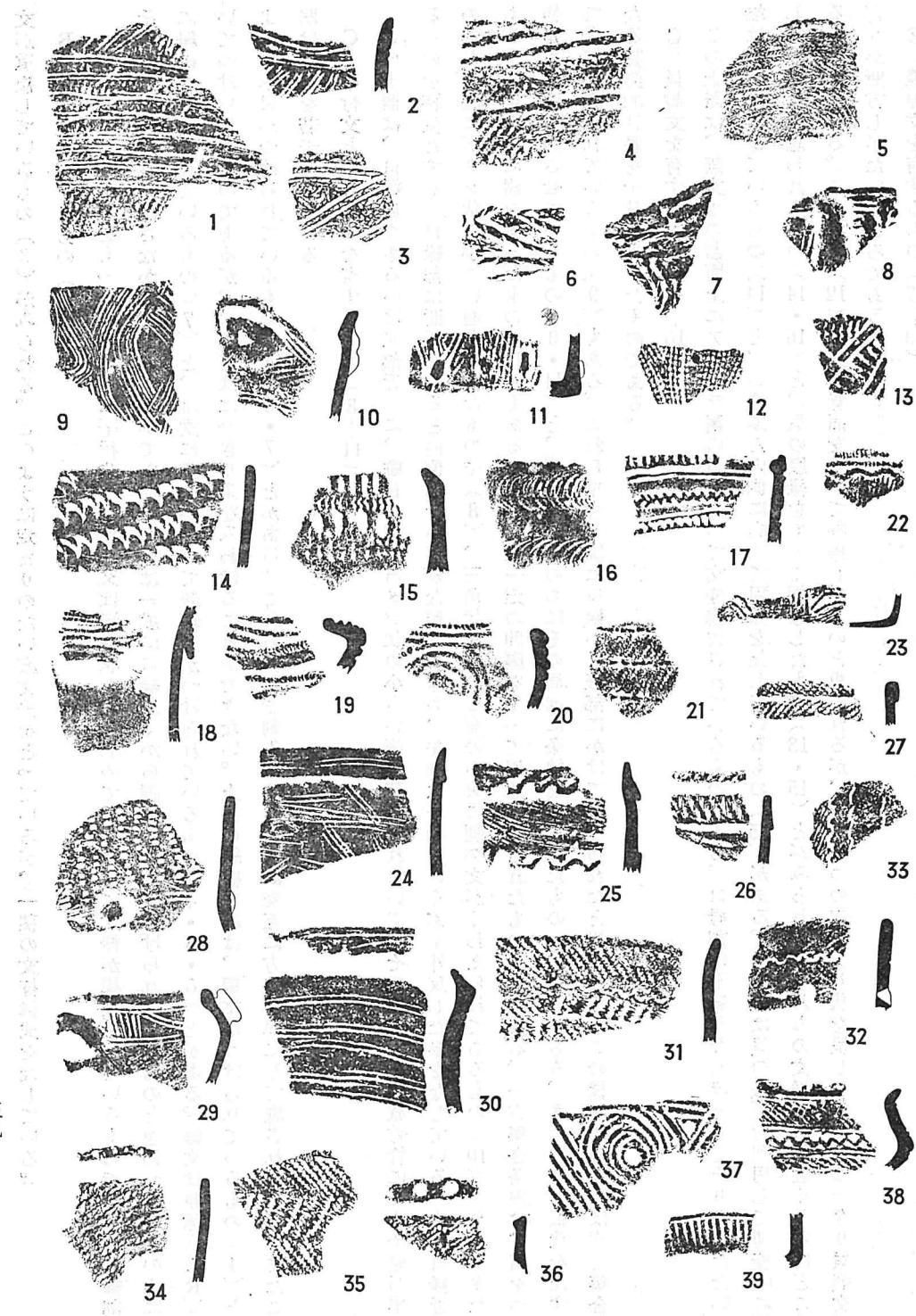
ては層が東北方から西南方に傾斜すること、東北方に薄く、西南方に厚いことを知った。下層は泥岩塊を多く含む中に土器片が混在していたが、それらは決して水中でもまれて角がとれたり、文様が不明瞭になつたものでない。この層の土は泥岩小塊が多いため白っぽくみられ、上層は泥岩小塊は混じているが量が少いために黒色度が強い。土器片の量は下層上層共少し。この部はせまいが第一区とした。防壁基部（北方）には約一・五メートルの黒土層断面があり、その上部約一メートルは無遺物、その下に土器片の包含がみられた。この部分を第三区とした。第一区と第三区との間に幅三メートル、長一五メートルばかりの防壁上面に残るわずかの包含層及びその切崩された土を含む部分を第二区とする。第二区の包含層底部は上部包含層の下部らしいが、ひどく掘りかえされているので、包含層状態は明らかでない。この部には下部包含層はないらしく、第一区の下層と似た層はあるが、土器を包含しないものの如くである。第二区の東西切崩面（特に西側）には土取りのため切崩された土が斜面を作つており、この中に土器片が相当量みられた。上部包含層に属するものである。（赤星）

遺物——第一区では約一平方メートルの部分から集められた。第二区中防壁上の部分では一〇センチ乃至一五センチの深さ以下には遺物がなく、多くは細片状態であり、稀にやや大きい破片があつてもすぐ割れて小片となる状態であった。第三区は西側の一平方メートルたらずの部分から集められた。土器片は何れも砂を極めて多量に含むものが多く、ためにもろく、表面はざらざらであるため文様の不明瞭なものが極めて多い。これは本遺跡土器の一特徴である。土器片の他、礫及び礫片の全部も集められた。石器は石鎚の他、完形品はない。

土器——土器はすべて破片で発見され、その総数約五〇〇片をかぞえる。それらは前期後半から、中期初頭にかけての繩文式土器である。完全な器形はうかがい知ることはできないが、部分の器形や文様構成の上に、いくつかの相異を見出すことができる。ここでそれらを、A 地文に繩文を有し半截竹管文のあるもの、B 紐線文を有するもの、C 貼付文と集合条線を有するもの、D 貝殻文を有するもの、E 隆線文を有するもの、F 複合口縁をなすもの、G 半截竹管を主な文様とするもの、H 繩文のみを有するもの、I 平行条線を主な文様とするもの、の以上九つに分類して、それぞれの説明をこころみたいと思う。

A 地文に繩文を有し半截竹管文のあるもの（1—3）

この土器は、地文として繩文がつけられ、上文には横走又は、斜行する2条の竹管文を施し、全体が文様構成されているものである。口辺はいくぶん外側へそりをもつて、ややひらくのを普通とする。口縁は波状をなすものがみられ、その先端は尖り気味に円味をもつてゐる。地文としての繩文は、繩文原体△LR△をもつて斜走あるいは縦走せられているが、なかにはその条をはつきり見分けることのできないもの（2・3）もある。上文としての竹管文は、ほぼ一定の間隔をもつて2条ずつ器面を走っている。しかし器面を走る竹管文は必ずしも一定の走行はもつていない。口縁近くを斜走させその下は横走させているもの（1）や、口縁付近は横に走り下方は斜走しているもの（2）、あるいは横走、斜走の竹管



船越遺跡出土土器

文が重複しているもの（3）がみられる。このように定まりのない施文法をとっているが、一種の文様構成をなしている。

B 紐線文を有するもの（4—7）

この土器は、粘土紐をもって器面に横に平行や、弧状、又は渦巻状をなさしめて、立体的に文様が構成されているものである。口縁部の状態はその部分を一片も見出さなかったので明らかでない。文様は一般に口縁近くから胴部にかけてつけられているものと思われる。この中には無文地に紐線文が施されているもの（7）と、地文に繩文があつて紐線文がつけられているもの（4・5・6）とがある。繩文は原体△LRVにもとづいてつけられたものであるが、（6）ははつきり条をみわけることができない。上文の紐線文には、繩文がつけられているもの（4）と、竹管による刻み目がつけられているもの（5・6・7）とがある。これら繩文や刻み目は左右斜に交互に方向を異にして施されている。またこれらの土器は雲母を若干含んでいる。

C 貼付文と集合条線を有するもの（8—11）

この土器は、口縁近くあるいは底部近くに、縦長の瘤やボタン状の小さい瘤が装飾されていて、その周辺には半截竹管による条線が集合しているものを特徴とする。口縁部は断面をみると内側にそいだ様な傾向をもち、先端は平縁でいくぶん外反した形をなしている。瘤は口縁近くに縦長の瘤と両脇にボタン状の小さい瘤をつけたものや（8）、三角状を呈する瘤の中央に刺突文がくわえられてあるもの（10）がある。また一例ではあるが底部近くに瘤をもつたもの（11）もある。この瘤は一定の間隔をもつて周囲に施されたものと思われる。一方集合条線は、瘤をつける前に横走または縱走させているもの（8・11）と、瘤をつけたのちにその周囲に条線を走らせたもの（10）とがある。また器面に弧状をなすようにして条線が施されているもの（9）もある。これら集合条線は口縁から底部にかけてつけられたと思われる。この様にこの土器は瘤と集合条線からなる装飾的意義を十分にもつたものである。

C 貝殻文を有するもの（12—16）

この土器は、無文地の器面上にアナダラ属の貝をもって文様構成されているものである。口縁部は平縁をなしほとんどそりをもたない。その先端は円味をおびているもの（14）と、いくぶん内側に向って円味をなしているもの（15）がある。貝殻文は貝の殻頂を利用して連続的に横に動かしてつけたと思われるもの（14・16）と、貝の腹縁をもって押捺したもの（13・15）とがみられる。これらの文様は口縁近くからほどこされいることが伺える。この中で（12）は貝の背面をもって押捺したものと思われるが、一つ一つの穴が尖り状を呈していて、はつきり貝殻文であるかどうか断言しがたいところである。

E 隆線文を有するもの（17—23）

この土器は、数条の隆線文が器面を走って文様構成しているものである。口辺部はするどく「く」の字形に内曲するものや、ゆるいカーブをもって内曲するもの、また複合口縁を呈していくぶん外曲するものなどがみられる（18・19・20）。文様はこれら口縁の近くからいざれも施文されている。これには無文地のものに隆線文があるもの（17—20）と、地文に繩文があつて上文として隆線文がつけられているもの（21—23）とがある。隆線文には器面を横に平行をなすものを主として、稀には渦巻状、波状をなすものがみられる。そしてこれには半截竹管による刻み目が縦につけられてある。中には全然刻み目がつけられていらないものもある（17）。この文様は底部近くまで施されていることが伺える（23）。地文としての繩文は原体△LR▽を回転させてつけたものである。これらの中には石英粒が胎土中に含まれるものもある。

F 複合口縁をなすもの（24—27）

口縁を一段と厚くして複合した口縁部をなし、口縁部や胴部に条線文や繩文が施されているのを特徴とする土器である。口縁部はわずかに内曲あるいは外曲するものや直口を呈するものがある。平縁をなしその先端はいくぶん尖り気味になつていて、円味をおびる形をなしているもの（24・25）と、円味をなし平状気味のもの（26・27）とがある。口縁の上端には刻み目のつけられたもの（26）がある。複合した口縁部や胴部に至つては、さまざまの異った文様がなされている。半截竹管を用いて文様のつもりで簡単に器面にかいたもの（24）、複合の部分とくびれの部分を下からおしあげて波状屈曲をなさしめ、その間には条痕を施して文様効果を示しているもの（25）がみられる。また繩文のみで構成されているものがある。この中には繩文原体△LR▽をもつて、口縁部は上端から胴部は横から回転させており条が異方向に走っているもの（27）と、無節の繩文からなるもの（26）とがある。無節の繩文は纖維束を一度だけ撲った原体△R▽によつてえられたものと思われる。

G 半截竹管を主な文様とするもの（28—30）

この土器は、無文地の器面を半截竹管で文様構成しているものを特徴とする。口辺部は内曲あるいは外曲をなし、口縁は平縁を呈している。文様は半截竹管による2条の沈線を横走あるいは縦走させている。また口縁近くに弧状をなした突起や、ボタン状の瘤をつけていいもある。中には（28）の如く口縁近くを竹管によつて、並列状に数ヶの刺突文を施したものがあるが、これは文様要素がこの刺突文からなる土器とみてよいであろう。

H 繩文のみを有するもの（31—36）

この土器は、繩文原体△LR▽をもつて施文したものと、無節の繩文からなるもののみにより文様が構成されているものである。口縁は外反あるいは直口を呈していて、その先端は円味をおびている。口縁の上端には、竹管や指頭によつて装飾されているもの（34・36）がある。繩文は口縁に対しても斜行をなしている。中には波状をなすように施文せられているもの（31—35）もある。その繩文が異方向へ走る境のところ

に、縄を結んで回転して施文されるS字形の結節が横に走るもの（31・32）と縦に走るもの（33）とがみられる。また縄文の中には右撚りの纖維束をさらに一度だけ撚った、原体△L▽にもとづいた無節の縄文土器がみられる（34）。

I 平行条線を主な文様とするもの（37—39）

この土器は、半截竹管による平行条線を主体とするものである。口辺部は内外に屈曲しており、その先端口縁は平縁をなしている。この土器の文様要素をなすところの平行条線は、その走向が横走、縦走あるいは斜走しており、中には渦巻状をなすもの（37）もある。これは横に条線をつけたのち、その下に渦巻状の条線を施して周囲を斜条線で飾つたものと思われる。渦巻をなしたところと斜条線、横の条線との空間を、三角状に刺突してのこしたあたり、文様効果を十分にあらわしているのが伺える。尙この条線文は底部近くまで施されているものが一例みられる（39）。底部——底部はすべてで約四十片をかぞえることができた。直徑はいずれも十センチ前後、あるいはそれ以下のものもみられた。底はほとんどが上底であり、稀には平らなものもあった。

以上船越遺跡の土器を九つに分類し、それぞれの特徴を述べてきたが、いまいちど一般的な特徴を摘出し要約してみる。まず（1—7）までの土器は、半截竹管による2条の沈線文と、紐線文を主な文様とするものであるところから、それが諸磯b式土器に属するものとみてよいと思われる。次に（8—11）までの土器は、縄文がなく細い半截竹管をいく條もなれば、その上に突起を配するものである。したがってその特徴からみて諸磯c式土器と思われる。（12—16）の土器は、貝殻文を主な文様とするものである。これらの土器は果してどの型式に含まれるかは定かでないが、この中で（14・16）は、浮島式土器の系統をひいた、関東地方東部に広く分布する別の形式の一部であると思われる。次に（17—27）までの土器は、隆線文を主体とするものと複合口縁をなすものである。これらの土器は前の（12・13・15）と同様、恐らく南関東地方および東海地方のごく限られた地域に分布するところの、十三菩提式土器と思われるものである。（28—30）の土器は、半截竹管文を主な文様とする土器であるが、（28）は諸磯c式土器か十三菩提式土器のいずれかに含まれると思われるが明らかでない。（29）は五領ヶ台式土器と思われる。また（30）は諸磯b式土器にその類例を見ることができる。（31—36）の土器は、縄文を主な文様とする土器であり、結節を回転して施文しているところから、これは恐らく千葉県の下小野式土器に関連のあるものと思われるのである。次に（37—39）までの土器は、半截竹管による平行条線を主な文様とするものである。これは南関東に多く分布している五領台式土器と思われる。（井上）

石器——石器は極めて少い。礫及び其の剝片として集められた中から石器断欠の若干が検出された程度である。（1）遠州式石斧の頭部とみられる断欠一、但しかなり扁平である。（2）礫の一端が磨滅した石杵の用途が考えられるもの一。（3）石錐半欠。（4）頁岩の小片だが錐の錐部を失つたとみられる断欠一。（5）扁平な凝灰岩塊。一面が浅くくぼみ、他面に打痕がある。（6）同、一面が浅くくぼんでいる。石錐は五例ある。（1）おもだか葉形のも

の。頁岩質。(2)正三角形の一辺が深く彎入した形。頁岩質。(3)同上。(4)一等辺三角形の底辺が深く彎入した形。黒耀石。(5)半円形の頭がとがり、弦部が彎入したもの。黒耀石。(赤星)

礫及び剝片——本遺跡からはかなり多量の礫とその剝片が検出された。これらの大部分は砂岩に属するものであるが、少量の硬砂岩・石英閃綠岩・閃綠岩・安山岩・軽石・頁岩・礫岩・泥岩・凝灰岩がある(註)。これらの礫は角のとれたもので礫層又は河原から運ばれたと見られるものである。恐らく南東方九キロにある小原台礫層の断面から採取されたものが多いであろう。小原台礫層にはこれらの大部分があり、特に砂岩が多い。石器原料として採取された礫はここで加工されたから剝片が頗る多い。礫のまま残るものは極めて少く、多くは打欠きあとがみられる。中には打撃用として使用中出来たとみられる打欠きもあり、中には打欠きによって生じた刃部が使用されたため磨滅しているものもみられる。この外、黒耀石小塊三個とその小剝片多数がある。小塊(1)は一区上層出土。6×3×3cm。軽石小片を僅に含み灰色の縞が多い。(2)一区下層出土。三セントばかりの小塊。軽石小片を含むだけのやや良質のもの。平な一面の周にかきとりあと残る一種の石核である。(3)一区下層出土。前と同じくらいの小塊。軽石小片を僅に含むだけのやや良質のもの。平な一面の周にかきとりあと残る一種の石核である。多数の小剝片は原石からかきとられたある。 (赤星)

(註) 石質については日本大学大角留吉氏の鑑定によつた。

結——本遺跡はその主要部が既に破壊されてしまったものであるが、丘陵先端部の南側にあるV字形小谷の底に位置し、海辺に臨む極めて低いところにあつた特殊占地のものであり、繩文文化前期末においてこのあたりが海拔七メートル辺が既に陸地であったことを証するものである。大部分の資料が崩された土中に混在したもので層位の明らかなものが極めて少く、一部残された南端の断面(一区)からは下層から諸礫b式・同c式及び数片の十三菩提式が検出され、上層からも諸礫b式・同c式及び数片の十三菩提式が検出された。北端の第三区断面から採取された土器片中には諸礫b・同c式・十三菩提式があるが、それらの断面中に於ける上下関係は認められていない。大部分の資料は崩された土中出土の第二区のもので、これらの中にも諸礫b式・同c式・十三菩提式及び数片の五領台式がある。これらがどんな状態で埋没したか確認されていないのは惜しいが、それらの間にはつきりした境がなかつたことは推察できる。本遺跡は極めて低位置にあつた特異な遺跡の例として又、県下における十三菩提式土器遺跡として知られたものが極めて少い今日、確実な一例として記録するものである。(赤星)